

愛 媛 県 発 行

第2235号

平成23年1月21日金曜日 第2235号

示

♦ 目

次 ♦

指定障害福祉サービス事業者の指定......17 指定障害福祉サービス事業を行う事業者の名称の変更......17 指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更......18 指定障害福祉サービス事業の廃止......18 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)......18 大規模小売店舗の新設の届出の概要等......19

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧......20 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.......20 保安林の指定の解除(3件)......20 漁業の許可又は起業の認可の申請期間......21 土地改良区役員の就退任の届出......21 建設業者の許可の取消し.......21 開発行為に関する工事の完了......21

告 示

○愛媛県告示第45号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。 平成23年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

車業本番品	指定障害者	届 祉 サ ー ビ ス	事	業	者		指定障害福祉	指定障害福祉	サービス事業所	指 定 年月日
事業者番号	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代	表者	の氏	名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3810101703	株式会社ケアジャパン	松山市中央一丁目17番 35号	木	下	眞	介	居宅介護	ヘルパーステーション ハッピー余戸	松山市余戸東 2 - 7 - 13	平成22年 12月 1 日
3810101703	株式会社ケアジャパン	松山市中央一丁目17番 35号	木	下	眞	介	重度訪問介護	ヘルパーステーション ハッピー余戸	松山市余戸東 2 - 7 - 13	平成22年 12月 1 日
3810101703	株式会社ケアジャパン	松山市中央一丁目17番 35号	木	下	眞	介	行動援護	ヘルパーステーション ハッピー余戸	松山市余戸東 2 - 7 - 13	平成22年 12月 1 日
3810101729	株式会社介護企画・和	松山市夏目甲281番地	黒	木	政	恵	居宅介護	訪問介護せせらぎ	松山市吉藤4丁目4- 36メゾン田房202号	平成22年 12月 9 日
3810101729	株式会社介護企画・和	松山市夏目甲281番地	黒	木	政	恵	重度訪問介護	訪問介護せせらぎ	松山市吉藤4丁目4- 36メゾン田房202号	平成22年 12月 9 日
3810101729	株式会社介護企画・和	松山市夏目甲281番地	黒	木	政	恵	行動援護	訪問介護せせらぎ	松山市吉藤4丁目4- 36メゾン田房202号	平成22年 12月 9 日
3810101737	特定非営利活動法人さなえ	松山市一番町 1 丁目14 番地 7	小	Ш	純	人	就労移行支援	さなえワークス一番町	松山市一番町1丁目9 番地15	平成22年 12月12日
3810101737	特定非営利活動法人さなえ	松山市一番町 1 丁目14 番地 7	小	Ш	純	人	就労継続支援 A型	さなえパーク一番町	松山市一番町1丁目9 番地15	平成22年 12月12日
3810101737	特定非営利活動法人さなえ	松山市一番町 1 丁目14 番地 7	小	Ш	純	人	就労継続支援 B型	 さなえファーム一番町 	松山市一番町1丁目9 番地15	平成22年 12月12日
3810600324	合同会社語	西条市小松町妙口甲10 - 4	渡	部		守	居宅介護	居宅介護かたらい	西条市小松町妙口甲10 - 4	平成22年 12月15日
3810600324	合同会社語	西条市小松町妙口甲10 - 4	渡	部		守	重度訪問介護	居宅介護かたらい	西条市小松町妙口甲10 - 4	平成22年 12月15日
3810101711	医療法人社団酉仁会	松山市中一万町 5 番地 10	浦	屋		淳	居宅介護	うらやホームヘルプサ ービスセンター	松山市中一万町 3 番地 22	平成22年 12月20日
3810101711	医療法人社団酉仁会	松山市中一万町 5 番地 10	浦	屋		淳	重度訪問介護	うらやホームヘルプサ ービスセンター	松山市中一万町 3 番地 22	平成22年 12月20日
3810101711	医療法人社団酉仁会	松山市中一万町 5 番地 10	浦	屋		淳	行動援護	うらやホームヘルプサ ービスセンター	松山市中一万町 3 番地 22	平成22年 12月20日

○愛媛県告示第46号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サー

ビス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成23年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

	指定障害	害福祉サービス	事業者	15 - 7- 1- 1	指定障害福祉サービス事業所									
事業者番号	氏名又は名称	主たる事務所	代表者の氏名	指定障害福祉 サービスの種類	名				;	称	所	在	地	届出日
	以日久は日初	の所在地	10枚目の以口		変	更前	ń	変	更	後	<i>F</i> /1	111	* LB	
3810100432	社会福祉法人親和 園	松山市中野町甲58 9番地	五島昌明	短期入所	アイル	•		アイJ 業	レ短期。	入所事	松山市9番地	5中野町	丁甲58	平成22年 10月 1 日

○愛媛県告示第47号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

	指定障害	害福祉サービス	事業者		指定障害福祉サービス事業所						沂	
事業者番号	氏名又は名称	主たる事務所	代表者の氏名	指定障害福祉 サービスの種類	名 称		所 在		Ξ	地	届 出 年月日	
	以有人は石が	の所在地	TOREOUT	自の氏石 プログログ		TO 100		更	前	变	更 後	
3810101109	有限会社介護サー ビスせとか	松山市美沢2丁目 7番52号	岡 本 弘 子	居宅介護	訪問介護事業所 リン		松山市 8 - 10	太山寺	₹ 周 丁88	松山市 番地ネ ウン I	勝岡町243 イバリータ 番館 3 号	平成22年 11月 1日
3810101109	有限会社介護サー ビスせとか	松山市美沢2丁目 7番52号	岡 本 弘 子	重度訪問介護	訪問介護事業所リン	íマ	松山市 8 - 10	太山寺	₹ 圈丁88	松山市 番地ネ ウン I	勝岡町243 イバリータ 番館 3 号	平成22年 11月 1日

○愛媛県告示第48号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成23年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害	福祉サービス	事 業 者	指定障害福祉	廃止に係る指定障害	届出日	
尹未日田与	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3820200289	アキラ産業有限会社	今治市松本町五丁目 2 - 3	田坂力	共同生活援助	共同生活援助事業所 (グループホーム)いずみ	今治市菊間町浜1147 - 3	平成22年 12月 1 日
3810101505	特定非営利活動法人さなえ	松山市一番町 1 丁目14 番地 7	小川純人	就労継続支援 B型	さなえファーム一番町	松山市一番町 1 丁目 9 - 15	平成22年 12月12日

○愛媛県告示第49号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成23年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
コメリパワー西条店	西条市飯岡2209 外	大規模小売店舗の名称	(仮称)コメリパワ 一西条店	コメリパワー西条店	平成20年 12月10日	平成22年 12月28日
		大規模小売店舗の所在地	西条市飯岡1386 他	西条市飯岡2209 外	平成22年 12月27日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振

興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第50号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産 業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変更前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
コメリパワー西条店	西条市飯岡2209 外	駐車場の位置及び収容台数	574台	340台	平成23年 8 月29日	平成22年 12月28日
		駐車場の自動車の出入口の数 及び位置	4 箇所	2 箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第51号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. -

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハローズ飯岡店

西条市飯岡1386 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水4501番地1

代表取締役 捧 雄一郎

株式会社ハローズ

広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号

代表取締役 佐藤 利行

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ハローズ

広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号

代表取締役 佐藤 利行

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日平成23年8月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,077平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数

126台

イ 駐輪場の収容台数

110台

ウ 荷さばき施設の面積

81 2平方メートル

- エ 廃棄物等の保管施設の容量 55 5立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

24時間

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで
- 2 届出年月日

平成22年12月28日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第52号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、 西宇和郡伊方町湊浦、河内、仁田之浜、中之浜及び大浜並びに八幡 浜市保内町川之石地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、 同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写 しを縦覧に供する。

平成23年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(農業用用排水施設整備事業・灘地区)計画 書の写し

2 縦覧期間

平成23年1月24日から平成23年2月21日まで

3 縦覧場所

伊方町役場本庁及び八幡浜市役所本庁

○愛媛県告示第53号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、西予市宇和町信里、伊延及び平野並びに同市明浜町田之浜、

-111, -1, 111 -111, -111 -111, -111 -111,

高山及び俵津地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同 条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のと おり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年 1 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(農業用用排水施設整備事業・東宇和西部地 区)変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年1月24日から平成23年2月21日まで

3 縦覧場所

西予市役所本庁及び明浜総合支所

○愛媛県告示第54号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、 次のように保安林の指定を解除する。

平成23年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 松山市和気町二丁目891の1
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 公園用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 松山市和気町二丁目891の1
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 解除の理由 公園用地とするため

○愛媛県告示第55号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、 次のように保安林の指定を解除する。

平成23年 1 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所北宇和郡鬼北町大字奈良207の4、222の2、222の3、222の4
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第56号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、 次のように保安林の指定を解除する。

平成23年 1 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所 松山市由良町乙282の6、乙282の7、乙282の10、乙282の11
- 2 保安林として指定された目的 角つき

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第57号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起 業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成23年 1 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成23年1月21日から2月3日まで

○愛媛県告示第58号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市泊土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年1月21日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

就 任

役員の種類	氏 名		名	住	所	
理事	松	本	峰	夫	松山市泊町104番地	
"	小	池	洋	司	松山市泊町822番地	
"	萩	野	耕	司	松山市泊町552番地	
"	門	屋	明	人	松山市泊町758番地	
"	小	池	真	悟	松山市泊町971番地	
監事	山	田		陽	松山市泊町574番地	
"	中	村	善	文	松山市泊町577番地	

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	松本	峰 夫	松山市泊町104番地	
"	小 池	哲 也	松山市泊町885番地	
"	萩 野	耕司	松山市泊町552番地	
"	門屋	明 人	松山市泊町758番地	
"	小 池	真 悟	松山市泊町971番地	
監事	山田	陽	松山市泊町574番地	
"	中村	善文	松山市泊町577番地	

○愛媛県告示第59号

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成23年 1 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 20)第10008号	平成20年 4月15日	㈱中田建設	越智 顕洋	伊予郡松前町大字神崎94 7-11	平成22年 12月 9 日	土木工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 石工事業 管工事業 タイル・れんが・プロック 工事業 内共佐上工事業 造園工事業、建具工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第11606号	平成19年 7月1日	吉岡建設(株)	吉岡 勝	伊予市双海町上灘甲5473	平成22年 12月10日	土木工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 22)第5645号	平成22年 10月13日	おさむ工業所	篠﨑 達男	松山市清水町 2 - 19 - 3	平成22年 12月13日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(特 - 19)第1965号	平成19年 11月 9 日	㈱共進建設	白石 貢	松山市高井町1168	平成22年 12月13日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18)第12616号	平成19年 3月3日	㈱平成工業	西川 裕世	松山市保免上 2 - 7 - 28	平成22年 12月17日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19)第12931号	平成19年 12月19日	㈱エイサン	二宮 重夫	松山市和気町 2 - 890 - 104	平成22年 12月22日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゆんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第60号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成23年1月21日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建(開)第49号 平成23年 1 月12日	伊予郡松前町大字出作字小松原524番	伊予郡松前町大字西古泉285番地 1 有限会社アットホーム

平成23年 1 月21日 発行 21